平成２１年（フ）第３７１号
長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷8501番地
債務者　山田　晃介
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３７４号
長野県塩尻市大字北小野3026番地２　市営上ノ原団地148
債務者　小澤　恵美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２５号
三重県松阪市駅部田町1359番地３　エステート８　１－Ｉ号
債務者　松岡真有子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２６号
三重県松阪市大河内町66番地、住民票上の住所三重県松阪市射和町257番地
債務者　森本　敏子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１５１号
三重県名張市すずらん台東５番町72番地
債務者　辻　　澄子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１５３号
三重県伊賀市長田2519番地
債務者　古谷ゆか里（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５６１号
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目23番34号エクレールⅢ202号
債務者　杉　まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６５号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町３丁目25番地３
債務者　折戸由美子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１４号
奈良県葛城市中戸217番地
債務者　杉村　正勝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
奈良県香芝市高176番地の１　ライフインサンヨー志都美Ⅱ510号
債務者　原　　美咲
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
奈良県大和高田市甘田町10番13―210号
債務者　尾田　政典
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１　B518号室
債務者　川嶋　　武
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
奈良県橿原市東坊城町281番地　県住坊城団地11棟303号
債務者　田中　美葉
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
奈良県香芝市今泉815―１　中村節子方、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南５丁目10番地の５
債務者　尾﨑　次郎
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
奈良県橿原市地黄町302番地の９　クレセール八木Ａ203
債務者　平田　桂子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
奈良県橿原市南八木町１丁目４番３号　三登咲ハイム２Ｆ18号、従前の住所滋賀県長浜市川崎町135―１　ＮＯＧコーポ106号
債務者　大北　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
奈良県磯城郡三宅町大字屏風250番地の51、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字屏風250番地の25
債務者　中塲　敏一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係